

7会監第101号

令和7年8月28日

会津若松市長 室井照平様

会津若松市監査委員 菅井隆雄

会津若松市監査委員 丸山さよ子

定期監査の結果について（報告）

下記のとおり会津若松市監査基準に準拠して定期監査を行ったので、地方自治法第199条第9項の規定によりその結果を報告します。

記

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査

2 監査対象所属

(1) 財務部

(2) 総務部

(3) 健康福祉部

(4) 選挙管理委員会事務局

(5) 公平委員会

(6) 固定資産評価審査委員会

3 監査の着眼点及び実施内容

会津若松市監査基準に準拠し、令和6年度執行分の事務事業及び工事について、財務事務に係る事務の執行及び経営に係る事業

の管理が法令に適合し、正確で、最小の経費で最大の効果を上げているか等の観点から、関係書類を調査するとともに、所属長から説明を聴取する方法等により監査を実施した。

4 監査の実施場所及び日程

ア 実施場所 監査事務局及び河東支所内会議室

イ 実施日 令和7年5月12日から同年6月27日まで

(うち対面監査 令和7年6月27日)

5 監査結果

事務事業及び工事の執行について、上記の着眼点により監査を実施した結果、おおむね適正な事務処理がなされていたが、一部改善等の必要を認める事項が見受けられた。

なお、事務処理上改善又は留意すべき点で軽微なものについては、別途措置を促した。

(1) 所見

下記のとおり所見を付すべき事項が認められたので、事務事業の遂行に当たって留意されたい。

○ 子ども未来基金事業助成金について（こども家庭課）

子ども未来基金事業は、地域における子ども及び子育ての支援の推進を目的とする「子ども未来基金」を活用し、市子ども未来基金事業助成金交付要綱（平成29年6月28日決裁。以下「要綱」という。）に基づき、1件当たり50万円を限度として子ども未来基金事業助成金（以下「助成金」という。）を交付している事業であり、令和6年度においては、13団体に合計514

万4,000円が交付されている。

助成金の交付事務については、以下のような事例が見られた。

ア 他の補助金等と重複交付している事例

「国、県、市及び他の地方公共団体等からの補助金等を受ける活動は助成事業としない」と要綱第2条第2項に規定されているが、助成金の交付決定を受けた後に、他団体の補助を受けていた。

対面監査においては、所管課から他団体から交付を受けた補助金等は市の助成金以外の活動に活用すること及び他団体の補助金等に係る領収書との重複がないことを申請時に確認している旨の回答があったが、実績報告書を見る限りにおいては要綱に沿った交付とは確認できないものであった。

イ 実質的に人件費に充当されている事例

交付団体の構成員の報酬、事務所等の賃借料、光熱水費その他の経常的運営経費については、助成金の対象外経費と要綱第4条に規定されているが、対象経費として処理していた。

ア) 助成金の交付決定を受けた団体が、自らの団体の代表者に46万8,000円を出し、うち22万1,000円に助成金を充当していた事例

イ) 助成金の交付決定を受けた団体が、当該団体の代表者が運営する別団体に自らの人件費として15万円を出し、全額助成金を充当していた事例

対面監査においては、いずれも団体の経常的な運営費用ではなく、助成対象事業の実施に必要な経費として認めた旨の

回答があったが、実質的には当該団体の代表者等に係る人件費に充てられていたものと判断せざるを得ないものである。

ウ 交付申請と実績報告の内容に乖離が大きい事例

助成金の交付を受けようとする団体は、申請書に収支予算書を添付の上、市長に提出し、交付決定を受けている。しかしながら、事業終了後に提出された複数の団体の収支決算書では、収支予算書に記載のない経費が計上されていたにもかかわらず、当初の交付決定額どおりの助成金が交付されており、助成金が交付決定の際の事業実施計画に沿った活動に活用されたのか疑義がある。助成金の原資は、寄附金その他の貴重な財源で賄われていることから、助成金の交付決定に当たっては、申請団体の活動の適格性について審査することが重要である。要綱に則った適正な事務の執行及び助成対象経費の明確化に努められたい。

今般の対面監査を受けて、所管課から外部有識者も含めて組織している「市子ども未来基金事業助成金検討会」の意見も踏まえて、今後、現行制度の基準等について見直しを行っていく意向が示されたところである。

折しも、子ども、子育て支援の社会的機運が高まる中で、令和6年度末の子ども未来基金の残高は1億4,926万5,000円と、前年から4,945万8,948円増えており、さらなる有効活用が求められている。

かねてより本市においては、全庁を挙げて、人口減少対策に取り組んでいるところであり、子ども未来基金の本来の目的に

立ち返って、市として基金のより効果的な活用についても検討されたい。

また、基金の活用状況については、子ども子育て支援への寄附をいただいた方々に対して、説明責任を十分に果たす必要があることから、助成金の交付を受けた団体の活動事例の紹介に努められたい。

今後の制度見直しや活動事例の積極的な紹介が、本市における子ども子育てへの支援拡大の好循環につながるよう、期待するものである。